

庄原市国民保護計画

令和4年8月変更
(平成19年2月策定)

庄 原 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び国民保護計画の位置づけ	1
2	国民保護計画の構成	1
3	国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	関係機関の事務又は業務の大綱	5
2	関係機関の連絡先	8
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	国民保護計画が対象とする事態	14
1	武力攻撃事態	14
2	緊急対処事態	15
第2編	平素からの備えや予防	18
第1章	組織・体制の整備等	18
第1	市における組織・体制の整備	18
1	市の各部局における平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	20
3	消防機関の体制	21
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	22
第2	関係機関との連携体制の整備	23
1	基本的考え方	23
2	県との連携	23
3	近接市町との連携	24
4	指定公共機関等との連携	24
5	ボランティア団体等に対する支援	24
第3	通信の確保	26
第4	情報収集・提供等の体制整備	27
1	基本的考え方	27
2	警報等の伝達に必要な準備	27
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	28
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	32
第5	研修及び訓練	33
1	研修	33
2	訓練	33
第2章	避難、救援に関する平素からの備え	35
1	避難に関する基本的事項	35
2	避難実施要領のパターンの作成	35
3	救援に関する基本的事項	36

4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	36
5	避難施設の指定への協力	36
6	生活関連等施設の把握等	37
第3章	物資及び資材の備蓄、整備及び点検	38
1	市における備蓄	38
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	38
第4章	国民保護に関する啓発	39
1	国民保護措置に関する啓発	39
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	39
第3編	武力攻撃事態等への対処	40
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	40
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	40
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	42
第2章	市対策本部の設置等	43
1	市対策本部の設置	43
2	通信の確保	57
第3章	関係機関相互の連携	58
1	国・県の対策本部との連携	58
2	県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請	58
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	59
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	59
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	60
6	市の行う応援等	60
7	ボランティア団体等に対する支援等	60
8	住民への協力要請	61
第4章	警報及び避難の指示等	62
第1	警報の伝達等	62
1	警報の伝達等	62
2	警報の伝達方法	63
3	緊急通報の通知	64
第2	避難の指示等	65
1	避難の指示の通知・伝達	65
2	避難実施要領	66
3	避難住民の誘導	69
第5章	救援	74
1	救援の実施	74
2	関係機関との連携	74
3	救援の内容	75
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	77
5	救援の際の物資の売渡し要請等	77
第6章	安否情報の収集・提供	79
1	安否情報の収集	80

2	県に対する報告	80
3	安否情報の照会に対する回答	84
4	日本赤十字社に対する協力	86
第7章	武力攻撃災害への対処	87
第1	武力攻撃災害への対処	87
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	87
2	武力攻撃災害の兆候の通報	87
第2	応急措置等	88
1	退避の指示	88
2	警戒区域の設定	89
3	応急公用負担等	90
4	消防に関する措置等	90
第3	生活関連等施設における災害への対処等	92
1	生活関連等施設の安全確保	92
2	危険物質等に係る武力攻撃災害への対処	92
第4	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	94
1	武力攻撃原子力災害への対処	94
2	NBC攻撃による災害への対処	94
第8章	被災情報の収集及び報告	97
第9章	保健衛生の確保その他の措置	98
1	保健衛生の確保	98
2	廃棄物の処理	98
3	文化財の保護	99
第10章	住民生活の安定に関する措置	100
1	生活関連物資等の価格安定	100
2	避難住民等の生活安定等	100
3	生活基盤等の確保	100
第11章	特殊標章等の交付及び管理	101
第4編	復旧等	105
第1章	応急の復旧	105
1	基本的考え方	105
2	公共的施設の応急の復旧	105
第2章	武力攻撃災害の復旧	106
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	107
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	107
2	損失補償及び損害補償	107
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	107
第5編	緊急対処事態への対処	108
1	緊急対処事態	108
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	108

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

庄原市（庄原市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」平成 16 年法律第 112 号（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び広島県（以下「県」という。）の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み、国民保護法第 35 条の規定に基づき、国民保護計画を作成する。

(3) 国民保護計画に定める事項

国民保護計画においては、市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 国民保護計画の構成

国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備えや予防

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 緊急対処事態への対処

3 国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 国民保護計画の見直し

国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

国民保護計画の見直しにあたっては、庄原市国民保護協議会（以下「市協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 国民保護計画の変更手続

国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第 39 条第 3 項の規定に基づき、市協議会に諮問の上、県知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」平成 16 年政令第 275 号（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な事項については、市協議会への諮問及び県知事への協議は行わないものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

国、県、近隣市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民はその自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、自主性を尊重するとともに、放送事業者が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他の自由に特に配慮する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して、自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮

国民保護措置の実施にあたっては、様々なニーズに対応した対策が求められることから、男女共同参画の視点を踏まえるとともに、高齢者、障害者、乳幼児、市内に居住又は滞在している外国人、その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

(8) 国際人道法の的確な実施

国民保護措置を実施するにあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

※ 国際人道法とは、主としてジュネーヴ諸条約のことを指す。この条約は 1949 年に作成され、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められ、第 1 条約から第 4 条約で構成されている。日本は 1953 年 4 月に加入している。また、従来のジュネーヴ諸条約を発展・拡充させたものとして、国際的な武力紛争に適用される第 1 追加議定書と、非国際的な武力紛争に適用される第 2 追加議定書が 1977 年に作成され、日本は 2004 年 8 月に加入している。

(9) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置に従事する者へ、国から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて、安全の確保に十分に配慮する。

(10) 地域防災計画の活用

武力攻撃災害等への対応では、災害対策基本法における対応と類似・共通する部分が多いことから、国民保護計画の策定にあたっては、人、物という限られた資源を効率的に利用するため、庄原市地域防災計画の取組みのうち、活用可能な部分については活用するものとする。

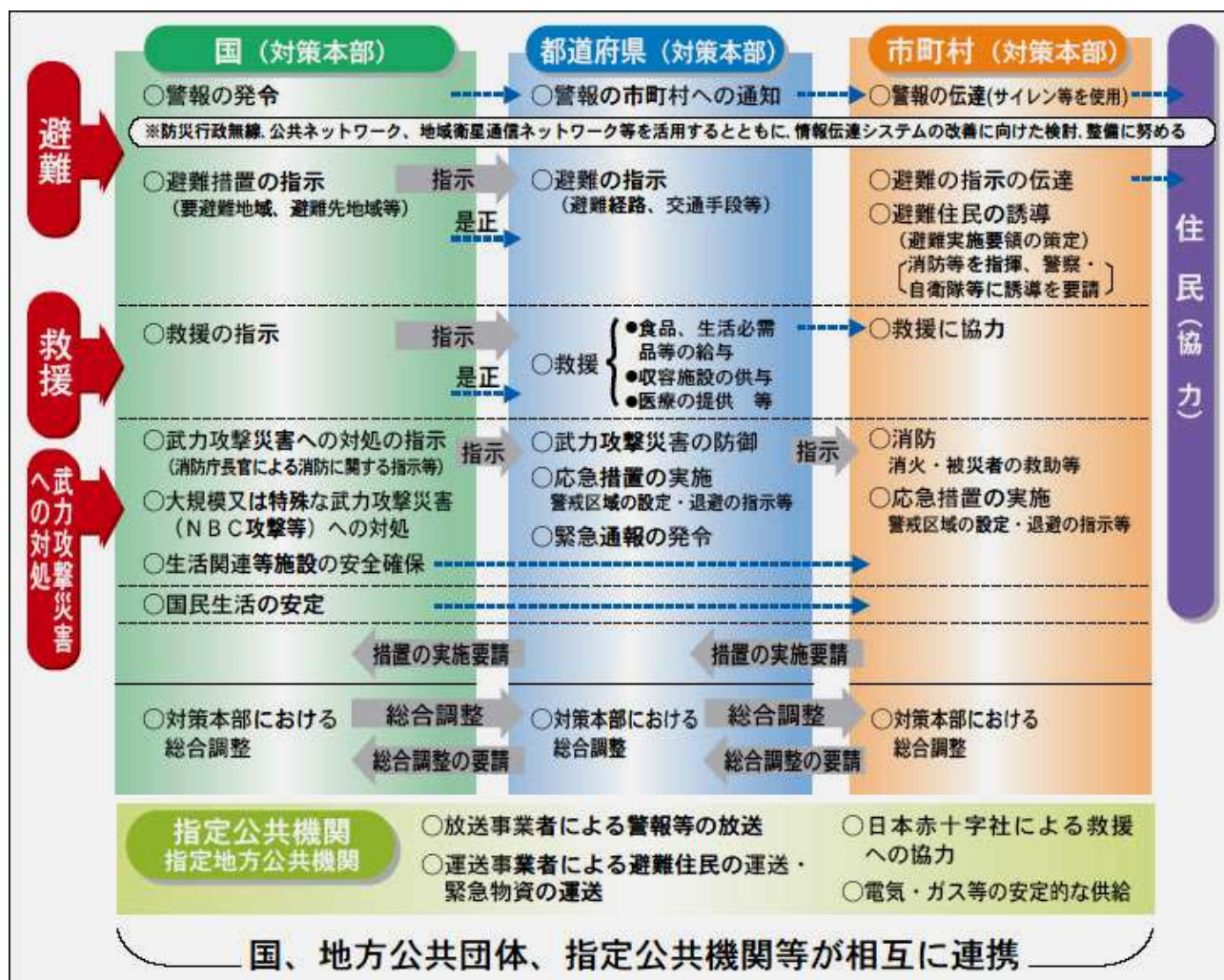
※【外国人への国民保護措置の適用】

憲法第 3 章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上、外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施にあたり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口を予め把握しておく。

国民保護措置の全体の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、概ね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務又は業務の大綱
庄原市	1 国民保護計画の作成 2 市協議会の設置、運営 3 市国民保護対策本部及び市緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【備北地区消防組合】

機関の名称	事務又は業務の大綱
備北地区消防組合消防本部	1 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む） 2 住民の避難誘導に関すること 3 消防活動体制の整備に関すること 4 装備・資機材の整備に関すること 5 火薬類取締法及び高压ガス保安法に係る許可等に関すること

【県】

機関の名称	事務又は業務の大綱
広島県	1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の住民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
中国財務局	1 地方公共団体に対する災害復旧のための資金の融資 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 国有財産の無償貸付等 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
広島労働局	1 被災者の雇用対策
中国四国農政局	1 応急用食料の調達・供給 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
中国地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 開発保全航路等の応急復旧 3 港湾施設の使用に関する連絡調整
中国運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局広島空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
広島地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

区分	広島県に關係する 指 定 公 共 機 関	指定地方公共機関	事務又は業務の大綱
放送事業者	・ 日本放送協会	・ 中国放送 ・ 広島テレビ放送 ・ 広島ホームテレビ ・ テレビ新広島 ・ 広島エフエム放送	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	・ 中国ジェイアールバス ・ 日本航空 ・ 全日本空輸 ・ 日本貨物鉄道 ・ 西日本旅客鉄道 ・ 佐川急便 ・ 西濃運輸 ・ 日本通運 ・ 福山通運 ・ ヤマト運輸	・ 広島県旅客船協会 ・ 広島電鉄 ・ 広島バス ・ 広交観光 ・ 広島交通 ・ 中国バス ・ 鞆鉄道 ・ 備北交通 ・ 芸陽バス ・ 広島県バス協会 ・ 広島高速交通 ・ 井原鉄道 ・ 広島県内航海運組合 ・ 広島県トラック協会	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	・ 西日本電信電話 ・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ ・ KDDI ・ ソフトバンク ・ NTTドコモ		1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	・ 中国電力 ・ 中国電力ネットワーク ・ 電源開発 ・ 電源開発送変電ネットワーク		1 電気の安定的な供給
ガス事業者		・ 広島ガス ・ 福山瓦斯 ・ 広島県LPGガス協会	1 ガスの安定的な供給
病院その他の医療機関	・ 国立病院機構	・ 広島県厚生農業協同組合連合会 ・ 済生会呉病院 ・ 広島県医師会	1 医療の確保
道路の管理者	・ 西日本高速道路 ・ 本州四国連絡高速道路	・ 広島県道路公社 ・ 広島県高速道路公社	1 道路の管理
その他	・ 郵便事業を営む者		1 郵便の確保
	・ 日本赤十字社		1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
	・ 日本銀行		1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

指定行政機関等、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）、関係指定公共機関、指定地方公共機関、県地方機関、市の機関（教育委員会を含む。）、消防機関などの関係機関の連絡先は、資料として保有するものとする。

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県、鳥取県に隣接しており、東西約 53km、南北約 42km のおおむね四角形で、面積は香川県の3分の2に相当する。総面積は 1246.49 km²を有し、広島県の約 14%を占め、全国自治体の中で 13 番目、近畿以西では最大の広さ（令和 2（2020）年 10 月 1 日現在）となっている。

地勢は、標高 150～200mの平地をはじめ、全般に緩やかな起伏状の台地を形成しているが、北部の県境周辺部は 1,200m級の山々に囲まれ、急峻で狭い地形となっている。

また、市域の大部分は林野と農地であり、宅地などの利用は概ね河川に沿った盆地や流域に帯状に広がる平坦地に限定されている。

本市を流れる主要河川は、西城川・比和川・神之瀬川・田総川などの「江の川水系」と、成羽川（東城川）・帝釈川など、「高梁川水系」の河川である。

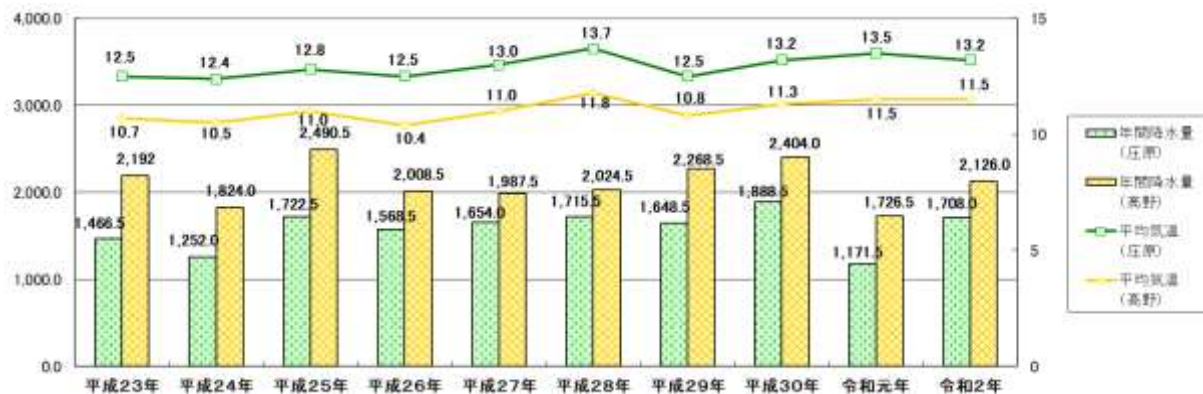


(2) 気候

本市の地形は、標高150～200mの盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成しているとともに、広大な区域面積や中国山地に囲まれた地理的状況から、北部と南部では気象条件が異なり、特に気温、降水量、積雪量の多寡などにおいて違いがある。

■ 年平均気温・年間降水量の推移（庄原と高野）

単位：℃，mm



資料：広島地方気象台、広島気象年報

(3) 人口分布

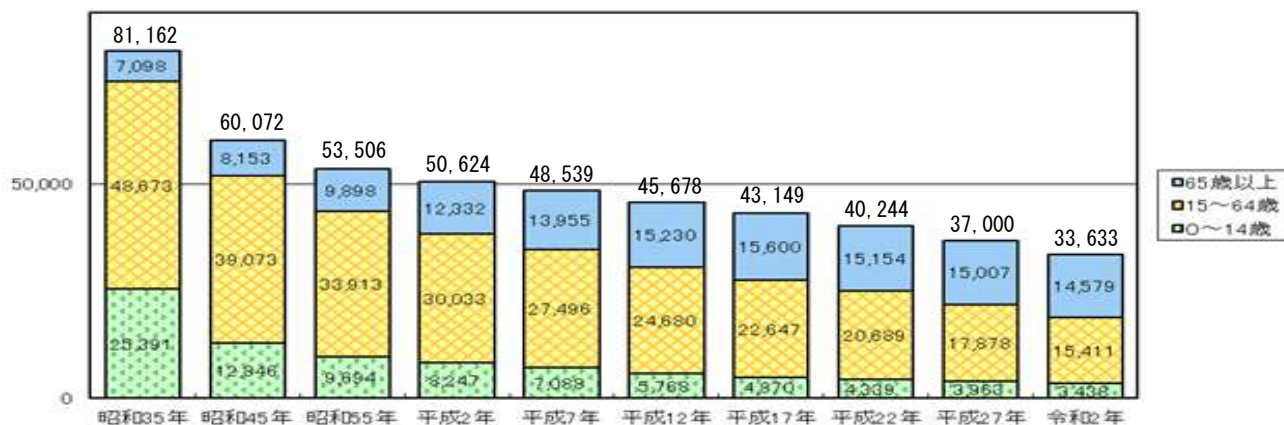
①人口の減少

本市の人口は、昭和35(1960)年の国勢調査で81,162人であったが、高度経済成長期における若年層の流出によって著しい減少を招き、以後も減少で推移している。

令和2(2020)年の国勢調査では33,633人となっており、平成22(2010)年からの10年間で6,611人、平成27(2015)年からの5年間で3,367人の減少となっている。

■人口の推移

単位：人



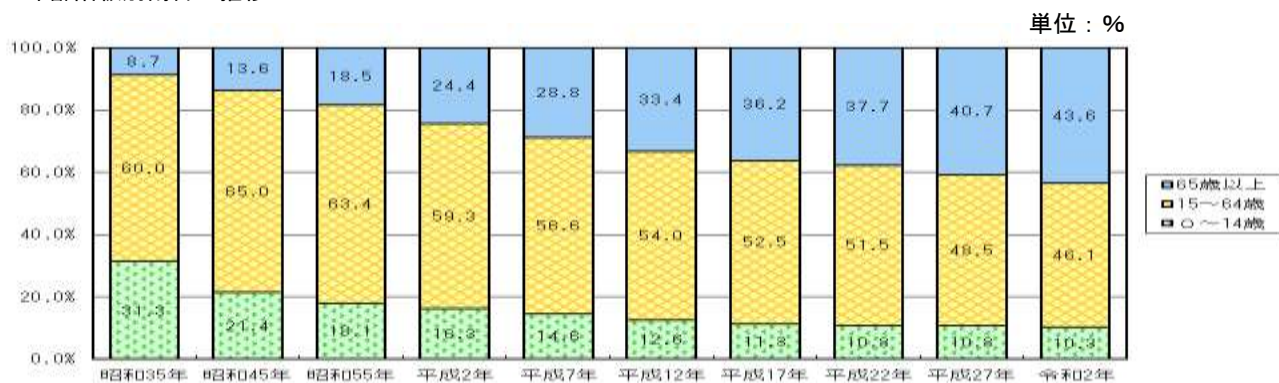
注）年齢不詳人口があるため、必ずしも合計人口と一致しない。

資料：国勢調査

②少子高齢化の進行

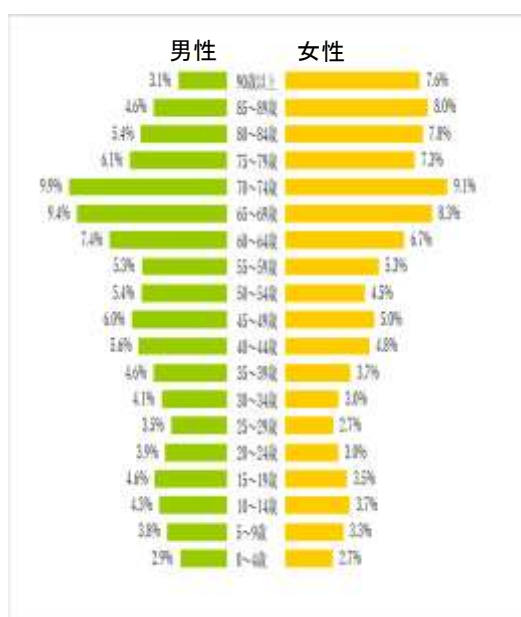
本市の年齢階級別人口割合は、昭和35(1960)年から令和2(2020)年までの60年間で、年少人口(0～14歳)が21.0ポイント、生産年齢人口(15～64歳)が13.9ポイント低下している。しかし、老年人口(65歳以上)は34.9ポイント上昇しており、急速に少子高齢化が進行している。

■ 年齢階級別割合の推移



資料：国勢調査

■ 人口ピラミッド



資料：国勢調査（令和2〔2020〕年）

■ 人口動態の推移

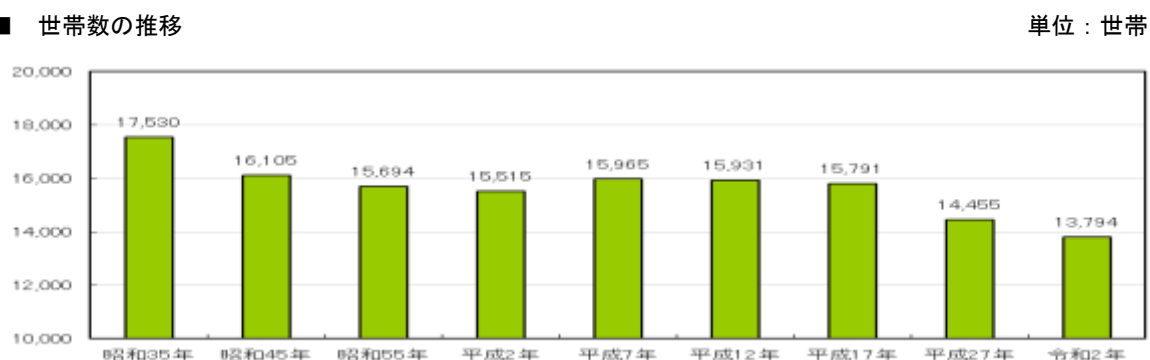


資料：人口移動統計調査

注）各年集計は、前年10月から当年9月までの間

③ 世帯数

■ 世帯数の推移



資料：国勢調査

(4) 道路の位置等

本市の道路網は、県境を越えた広域交流ネットワークを形成する高規格幹線道路として、中国縦貫自動車道が市南部を東西に、中国横断自動車道尾道松江線が市西部を南北に走っている。また、一般国道 183 号が東西の主要幹線を形成し、一般国道 182 号、314 号、432 号が南北の主要幹線を形成している。

なお、現在整備中の高規格道路江府三次道路は市の南北を横断し、広大な市域をカバーする重要な道路として位置づけられる。



【主要都市までの距離】

都市名	広島市	福山市	松江市	米子市	大阪市	北九州市
距離 (km)	89	72	105	97	276	273

(5) 鉄道、空港の位置等

鉄道は、市を東西にまたがるように芸備線が走っており、芸備線から接続する木次線が、島根県へ連絡している。

空港は、広島空港が三原市本郷町にあり、旧庄原市街地から国道 432 号経由で約 70km の距離にある。3,000m の滑走路、9 つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000 m² の旅客ターミナルビル、3,900 m² の貨物ターミナル施設を備えた中国・四国地方最大級の空港である。

また、広島ヘリポートが広島市西区にあり、14 のスポットを有している。



(広島空港)

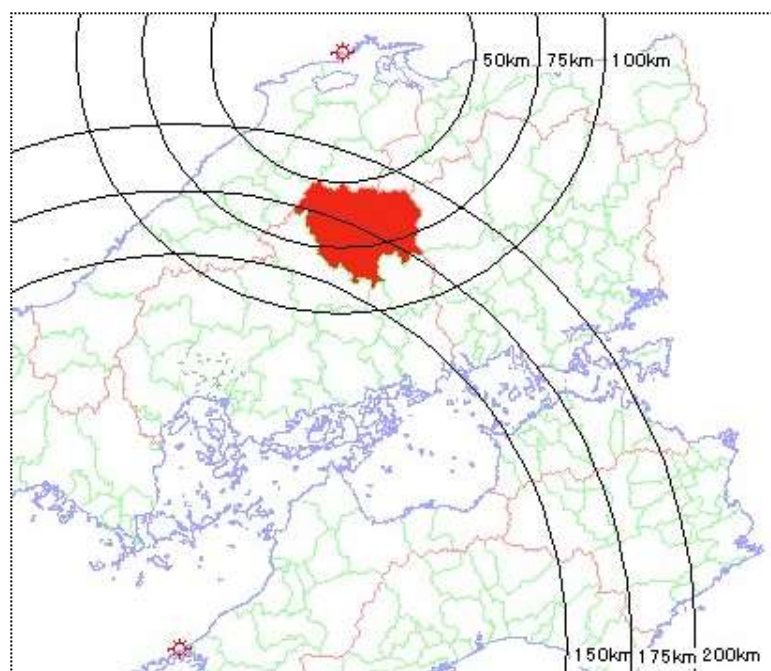
(6) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、陸上自衛隊中部方面隊第13旅団が海田町に所在し、海上自衛隊は、呉地方総監部、第1潜水隊群司令部、第4護衛隊群司令部及び練習艦隊司令部が呉市に、また、幹部候補生学校及び第1術科学校が江田島市に所在している。

米軍の施設は、秋月弾薬庫が江田島市、川上弾薬庫が東広島市、広弾薬庫、灰ヶ峰通信施設及び呉六突堤が呉市に所在している。

(7) その他

広島県に原子力発電所は所在しないが、島根県松江市鹿島町に中国電力島根原子力発電所が、愛媛県西宇和郡伊方町には四国電力伊方発電所が立地している。



第5章 国民保護計画が対象とする事態

国民保護計画においては、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

①着上陸侵攻



〔特徴〕

- ・ 一般的に、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、わが国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に、目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

②ゲリラや特殊部隊による攻撃



〔特徴〕

- ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・ 少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば、原子力発電所が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

③弾道ミサイル攻撃



〔特徴〕

- ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間でわが国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ・ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

④航空攻撃



〔特徴〕

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ・ なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

※ NBC：「Nuclear（核）」、「Biological（生物）」、「Chemical（化学）」の総称

2 緊急処理事態

国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

●原子力事業所等の破壊

〔被害の概要〕

大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

●隣接県の危険施設等の破壊

●石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

〔被害の概要〕

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

●危険物積載船への攻撃

〔被害の概要〕

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

●ダム破壊

〔被害の概要〕

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

●大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破

〔被害の概要〕

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

●列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

●ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

〔被害の概要〕

ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。また、ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。

●炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布

〔生物剤による攻撃の被害の概要〕

生物兵器の被害の特徴と同様である。

●市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

〔化学剤による攻撃の被害の概要〕

化学兵器の被害の特徴と同様である。

●水源地对する毒素等の混入

②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

●航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

〔被害の概要〕

主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

※NBC攻撃による被害の概要

(1) 核兵器等

核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は、放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短期間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能を持った灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち、①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散・降下して、被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の疾病に対する医療が必要となる。

(2) 生物兵器

生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

(3) 化学兵器

一般に化学剤は、地形気象等の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は、化学剤の種類によって異なる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部局名		平素の業務
総務部	総務課	1 職員の服務、給与、動員、派遣要請、受入れに関すること 2 職員の活動支援、安否、補償等に関すること 3 不服申立、争訟等に関すること 4 庁舎、庁用自動車の管理等に関すること
	行政管理課	1 広報・広聴に関すること 2 報道機関に対する各種情報提供に関すること 3 映像等の収集・保存等に関すること 4 行政告知端末の保全に関すること 5 市が必要とする事務の受委託に関すること
	財政課	1 国民保護措置関係予算その他財務に関すること
	管財課	1 公有財産に関すること 2 e-しょうばらネット及び庁内LANの保全に関すること
	税務課・収納課	1 市税等に関すること
	危機管理課	1 国民保護措置の総合調整に関すること 2 市協議会の運営に関すること 3 国民保護計画に関すること 4 市国民保護対策本部の設置・運営に関すること 5 初動体制の整備に関すること 6 避難実施要領の作成に関すること 7 職員の参集基準の整備に関すること 8 通信体制の整備に関すること 9 国民保護に係る他市町、県、国、消防、警察、自衛隊、指定地方行政機関、指定地方公共機関その他関係機関との連絡調整に関すること 10 国民保護措置に関する研修・訓練・啓発に関すること 11 特殊標章等の交付、管理に関すること 12 警報の伝達、避難の伝達、緊急通報等に関すること 13 避難施設の指定に関すること 14 被災情報の収集・提供体制の整備に関すること 15 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること 16 自主防災組織の支援に関すること 17 物資・資機材（他に属さないもの）の備蓄に関すること 18 消防・防犯に関すること 19 危険物質等の保安対策に関すること 20 その他他課に属さない国民保護措置等に関すること

生活福祉部	社会福祉課	1 生活福祉部所管の事務等の総合調整及び総括に関する事 2 障害者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事 3 義援金品の収配等に関する事 4 社会福祉施設に関する事 5 生活支援及び保護に関する事 6 社会福祉関係団体との連絡調整に関する事 7 法外援護に関する事
	高齢者福祉課	1 高齢者等の安全確保及び支援体制の整備に関する事 2 高齢者福祉・介護関係団体との連絡調整に関する事
	児童福祉課	1 保育所園児の保護に関する事 2 保育所園児の応急保育に関する事 3 乳幼児等の救護、安全確保及び支援に関する事 4 児童福祉施設に関する事 5 児童福祉関係団体との連絡調整に関する事
	市民生活課	1 戸籍・住民登録・外国人登録等に関する事 2 外国人に対する広報、避難、救援に関する事 3 人権尊重の理念の普及、啓発に関する事 4 国際人道法の普及、教育に関する事 5 人権相談に関する事 6 公共交通機関との連絡調整に関する事 7 生活交通に関する事 8 死体の処理及び埋葬に関する事
	保健医療課	1 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事 2 住民の健康維持、保健衛生に関する事 3 救護所の設置に関する事 4 医療に関する事 5 感染症予防及び防疫に関する事 6 医療関係団体との連絡調整に関する事
企画振興部	企画課・いちばんづくり課	1 企画振興部所管の事務等の総合調整及び総括に関する事 2 市の行政運営に関する事 3 事務事業の総合調整に関する事
	自治定住課	1 住民自治活動の推進に関する事 2 住民自治組織との連絡調整に関する事
	農業振興課	1 農畜水産業に関する事 2 農畜水産業関係団体との連絡調整に関する事 3 家畜伝染病予防及び防疫に関する事
	林業振興課	1 林業に関する事 2 林業関係団体との連絡調整に関する事
	商工観光課	1 商工工業関係団体との連絡調整に関する事 2 観光業・観光客の保護に関する事 3 就労支援に関する事
環境建設部・防災・災	建設課・地籍用地課・災害復旧課	1 環境建設部所管の事務等の総合調整及び総括に関する事 2 道路、橋梁の管理・保全に関する事 3 特殊車両の通行に関する事 4 河川、ダム、砂防、急傾斜地等の把握、対策に関する事 5 土木・建築用資材及び機械の調達に関する事 6 公共土木施設の応急復旧に関する事 7 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事 8 障害物の除去に関する事 9 土木関係業者との連絡調整に関する事
	環境政策課	1 環境汚染事故の対策及び指導に関する事 2 廃棄物、し尿の処理に関する事 3 飲料水の確保に関する事 4 動物の飼養及び収容に関する事 5 環境及び公衆衛生関係団体との連絡調整に関する事

害 事 業 監	都市整備課	1 市街地、公園緑地施設の状況把握、対策に関する事 2 建築制限、緩和に関する事 3 被災建築物の危険性の情報提供に関する事 4 市営住宅に関する事 5 応急仮設住宅等の確保及び修理に関する事 6 建築関係業者との連絡調整に関する事
	下水道課	1 公共下水道、排水処理施設に関する事 2 下水道関係業者との連絡調整に関する事
教 育 委 員 会	教育総務課・ 教育指導課	1 文教施設等の保全に関する事 2 公立学校等への警報の伝達体制整備に関する事 3 公立学校の児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 4 公立学校の児童、生徒の応急教育及び学用品の供与に関する事 5 公立学校の児童、生徒に対する啓発に関する事 6 教育関係義援金に関する事 7 学校との連絡調整に関する事
	生涯学習課	1 社会教育施設及び社会体育施設に関する事 2 文化財の保護に関する事 3 社会教育団体及び社会体育団体との連絡調整に関する事 4 ボランティアに関する事
水 道 局	水 道 課	1 応急給水に関する事 2 水道施設の管理・保全に関する事 3 水道用資材の調達に関する事 4 水道工事指定業者の動員に関する事 5 水道関係業者との連絡調整に関する事
議 会 事 務 局		1 市議会に関する事
選挙管理委員会事務局		1 各課の応援
農業委員会事務局		1 各課の応援
監査委員事務局		1 各課の応援
会計課		1 各課の応援
支所		1 各支所の国民保護に関する事
西城市民病院		1 患者の診療、検査及び手術、入院に関する事 2 調剤及び製剤に関する事 3 薬品の調達及び保管に関する事 4 放射性物質及び放射線機械機器の管理に関する事 5 病棟、医療器材等の管理に関する事 6 職員の服務、給与、動員、派遣要請、受入れに関する事 7 職員の活動支援、安否、補償等に関する事

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24 時間即応体制の確立

武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、常備消防機関との連携を図りつつ、当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

なお、職員への連絡手段、市対策本部長等の職務代理、職員の所掌事務、交代要員の確保など、運営に必要な事項については別に定める。

【職員参集基準】

事態の状況	体制	基準	役割	参集
事態 認定前	国民保護担当課	国内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、情報収集等の対応が必要な場合で、総務部長が必要と認めた場合	情報収集	総務部 危機管理課
	緊急事態連絡室	① 市内で武力攻撃事態等の認定に繋がる可能性のある事案が発生するなどし、市長が設置の必要があると認めた場合	情報収集 応急対策 予防対策	室 長：市長 副室長：副市長 室 員：国民保護 担当部課長 関係部長 消防団長
事態 認定後		② 国において武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に対策本部設置の指定に係る通知がない場合		
	市国民保護 対策本部	本市に対策本部設置の指定に係る通知があった場合	国民保護措置 の実施	全職員

3 消防機関の体制

(1) 備北地区消防組合（以下「消防組合」という。）における体制

消防組合は、市における参集基準等と同様に、消防本部及び消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部及び消防署における 24 時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり、担当課を定める。

また、必要に応じて、外部の専門家等の協力を得るなどにより、国民の権利利益の救済のため、迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目		担当課
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)	管財課
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)	管財課
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)	建設課
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	財政課
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)	総務課
	医療の実施の要請等によるもの(法第 85 条第 1・2 項)	保健医療課
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		総務課
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		総務課

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐため、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して、不服申立て又は訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第２ 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するにあたり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

１ 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

個別の課題に関して、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

２ 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

特に、避難の指示と避難実施要領の記述内容、救援の役割分担、運送の確保等、県と市との間で特に調整が必要な分野における連携に留意する。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 国民保護計画の県への協議

県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し、締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要に応じた既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう、消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について、必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織及び自治振興区長等に対する研修等を通じて、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との連携を図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等において、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対応等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

武力攻撃災害発生時においても、情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えた非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。また、非常通信体制の確保にあたっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意することとする。

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線等を中心に、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク（LGWAN）等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段を的確に運用・管理・整備を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・地域イントラネットなどを利用し、被災現場の状況を県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎へ電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うにあたっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・住民に情報を提供するにあたっては、住民告知放送、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人、その他の情報の伝達に際し、援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

国民保護措置の実施のため、必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

県知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、予め定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう、事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

なお、県知事から警報の通知があったときに、市が警報を通知すべき「その他の関係機関」は、次のとおりである。

- ・自治振興区
- ・庄原市医師会

(2) 県警察との連携

武力攻撃事態等において、住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して、住民に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

県から警報の通知を受けたとき、市長が迅速に警報の伝達を行うこととなる市内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して、予め定める。

(5) 民間事業者からの協力の確保

県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みを幅広く情報提供すること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成 17 年総務省令第 44 号。以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する「様式第 1 号」及び「様式第 2 号」により収集し、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。ただし、安否情報システムが使用できない場合は、第 2 条に規定する「様式第 3 号」の安否情報報告書の様式により県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍（ただし、報告は日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑯ 遺体が安置されている場所
- ⑰ 連絡先その他必要情報
- ⑱ ①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、予め、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	
記入日時（ 年 月 日 時 分）	
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って、同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する 回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居人・知人からの照会であれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って、同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

次
姓 …… 名
田 沼 担
町
年 ……
姓 田 堀 堀
堀 堀 堀

[illegible]

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は、日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に、「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について、「有」又は「無」と記入願います。
この場合において、当該希望又は同意について、特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づき、所在等について、予め把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、予め、情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
年 月 日 時 分 庄 原 市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） (1) 発生日時 年 月 日 (2) 発生場所 庄原市△△町A丁目B番C号							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
町名等	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			
※可能な場合、死者について、死亡地の町名等、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
町名等	年月日	性別	年齢	概 況			

(2) 担当者の育成

予め定められた情報収集・連絡にあたる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じて担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて、国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治総合研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して、国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど、多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<https://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

職員等の研修の実施にあたっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての実践的・広域的な訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施にあたっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携により、NBC攻撃等により発生する武力攻撃事態への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するにあたっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練にあたっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等にあたり、自治振興区等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施後は、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 自治振興区、自主防災組織などと連携し、住民に対し、広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて、警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援に関する平素からの備え

県の対策本部長から避難の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要支援者への配慮

避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「社会福祉班」を迅速に設置できるよう、職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位により、集団で避難することを踏まえて、平素から、各学校・事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

関係機関（教育委員会等の市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンを予め作成する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、予め県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

県と連携して、運送事業者の輸送力や、輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

県が保有する輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○輸送力に関する情報

- ①保有車輛等（鉄道、定期・路線バス等）の数、定員
- ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○輸送施設に関する情報

- ①道路（路線名、基点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ②鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）

(2) 運送経路の把握等

武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど、県に協力する。

また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、住民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別な配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の把握等

市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて情報等を把握する。

※「生活関連等施設」とは

- ①住民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ、住民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- ②その安全を確保しなければ、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設として、国民保護法施行令で定める次の施設

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む）	原子力規制委員会
	8 号	毒劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11 号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市が管理する公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じて生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備及び点検

国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資、資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資及び資材について備蓄し又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

また、国民保護措置を支える市職員のための食料や飲料水など、必要な物資及び資材についても、調達体制を整備する。

(3) 県との連携

国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄について、県と密接に連携し、対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定を予め締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市の管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記、その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において、適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じて説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において、住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

国及び県と連携しつつ、住民に対し、住民告知放送、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について、継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど、実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら、住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して、住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し、周知するよう努める。

加えて、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について、普及に努める。（なお、「武力攻撃事態やテロから身を守るために」において、応急措置等について記載しており、これらの資料を参照できる。）

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において、初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において、攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

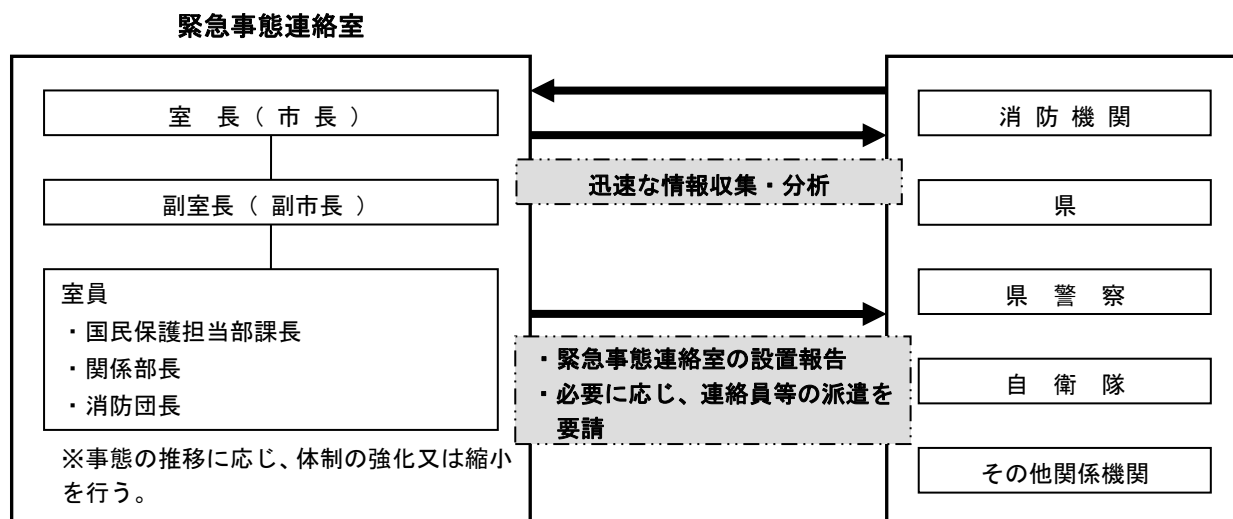
このため、かかる事態において、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市として、的確かつ迅速に対処するため、「庄原市緊急事態連絡室（以下「緊急事態連絡室」という。）」を設置する。緊急事態連絡室は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【緊急事態連絡室の構成等】



- ② 緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して、迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

緊急事態連絡室において、各種の連絡調整にあたりとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要に応じて、災害対策基本法等に基づく、避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じて、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し、支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

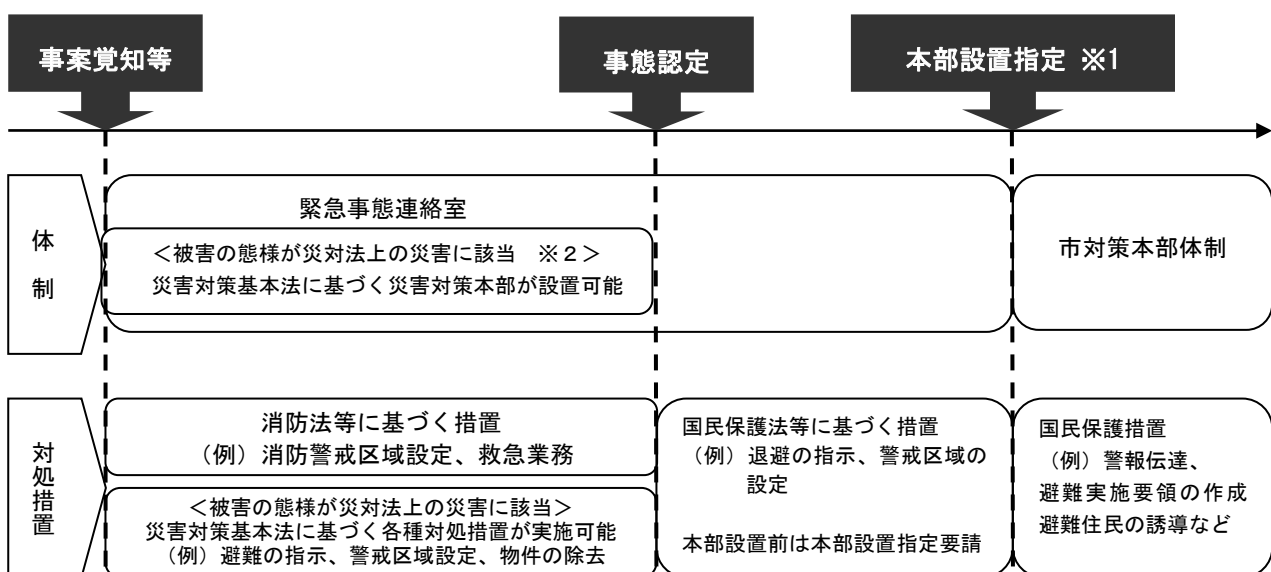
緊急事態連絡室を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部局に対し、周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて、国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど、必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して、対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、国民保護担当課体制を立ち上げ又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において、事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じて全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合に、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し、連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、消防庁緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

①市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

②市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、災害時緊急連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等、必要な準備を開始する。

特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤交代要員等の確保

市対策本部の設置が長期化した場合においても、市対策本部の機能を維持するため、交代要員の確保に配慮する。また、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥本部の代替機能の確保

市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を予め指定する。（第1順位、第2順位など）

なお、事態の状況に応じ、市長の判断によりこの順位を変更することを妨げるものではない。

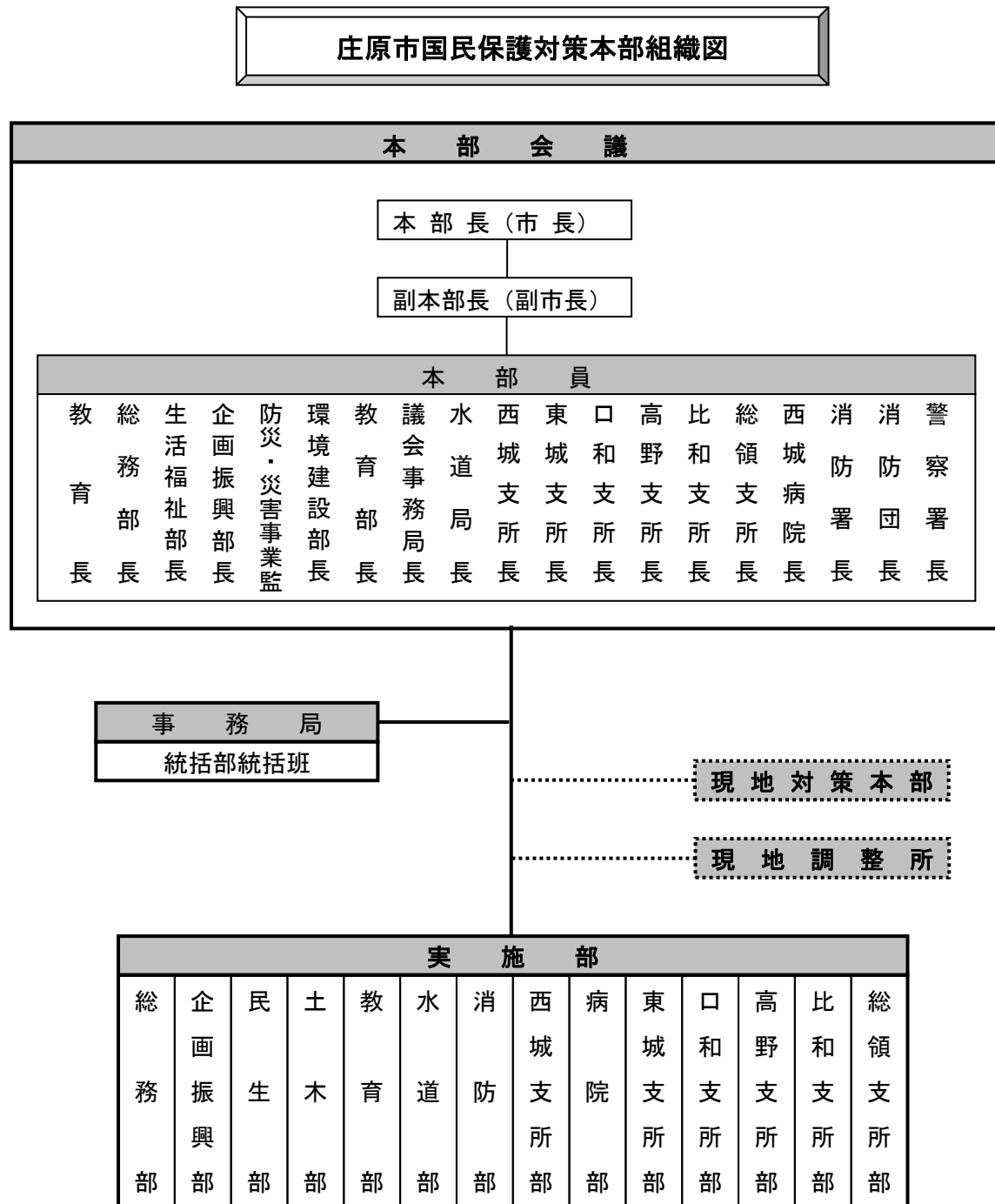
また、市の区域を超える避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、県知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して、内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成は次のとおりとする。



実 施 部 名		
班 名	班 員	武力攻撃事態等における業務

統 括 部		
	部長 総務部長 副部長 危機管理課長	
統括班 班長 危機管理係長	危機管理課 管財課	1 国民保護措置の総合調整に関する事 2 市対策本部の設置、運営並びに本部会議に関する事 3 国民保護に係る他市町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊その他関係機関との連絡調整並びに協力要請に関する事 4 指揮命令に関する事 5 自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 6 危機情報等の収集、分析、提供に関する事 7 避難実施要領の作成に関する事 8 特殊標章等の交付、管理に関する事 9 本部職員の動員に関する事 10 警報、避難の指示、緊急通報の伝達等に関する事 11 各部との連絡調整及び指示に関する事 12 通信体制の確保に関する事 13 e-しょうばらネット及び市内LANの保全に関する事 14 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事 15 その他、他の部署に属さない国民保護に関する事
情報班 班長 財政課長	財政課 行政管理課	1 国民保護に係る被災情報の収集、分析、提供に関する事 2 国民保護措置関係の予算、その他財務に関する事 3 市有財産の被災調査に関する事 4 被災状況のとりまとめに関する事 5 国民保護に関する広報及び広聴に関する事 6 被災状況の写真等による記録に関する事 7 市民の避難伝達、周知、広報に関する事 8 報道機関との連絡調整に関する事

総 務 部		
	部長 総務部長 副部長 議会事務局長	
総務班 班長 総務課長	総務課 議会事務局 会計課	1 総務部内関係災害の情報収集及び被災調査に関する事 2 市議会との連絡に関する事 3 職員の服務、給与、動員、派遣要請、受入れに関する事 4 職員の健康等に関する事 5 本部長及び副本部長の秘書に関する事 6 被災地視察、災害見舞に関する事 7 公用車両等の管理、調達及び配車に関する事 8 非常用消耗品の購入に関する事 9 非常用備品の調達、保管に関する事 10 一般市民の動員に関する事 11 資機材及び燃料等の調達に関する事 12 生活関連物資等の価格の安定措置に関する事 13 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事

企画振興部		
	部長 企画振興部長 副部長 企画課長	
企画班 班長 企画調整係長	企画課	1 企画振興部関係被害の情報収集及び被災調査に関する事 2 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事

農林業振興班 班長 農業振興課長	農業振興課 林業振興課 農業委員会事務局	1 農林畜水産業関係の被災調査及び対策に関する事 2 被災農家等に対する金融措置その他対策に関する事 3 農産物の病害虫、家畜伝染病及び森林病害虫等の予防・防疫・防除に関する事 4 農林畜水産業関係団体との連絡調整に関する事
商工観光班 班長 商工観光課長	商工観光課	1 観光施設等、商工鉱業関係の被災調査及び対策に関する事 2 中小企業等に対する金融措置及び経営相談に関する事 3 商工鉱業関係団体との連絡調整に関する事

民生部	部長	生活福祉部長	副部長	社会福祉課長
社会福祉班 班長 障害者福祉係長	社会福祉課	1 民生部関係被害の情報収集及び被災調査に関すること 2 高齢者、障害者等の避難に関すること 3 各種福祉施設の応急対策に関すること 4 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 5 応援物資等の受入れ、保管、配分に関すること 6 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関すること 7 被災者の安否問い合わせに関すること 8 要配慮者（避難行動要支援者）に関すること 9 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること		
避難所対策班 班長 児童福祉課長	児童福祉課 高齢者福祉課 監査委員事務局 選挙管理委員会 いちばんづくり課 自治定住課	1 児童福祉施設、老人福祉施設等に関する被災調査に関すること 2 高齢者、乳幼児の避難に関すること 3 保育児童の避難等に関すること 4 避難所班の支援に関すること 5 自治振興区、自主防災組織との連絡調整に関すること 6 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関すること 7 その他救援に関すること		
避難所班 (庄原地域)		1 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2 避難所の感染症対策に関すること		
保健医療班 班長 保健医療課長	保健医療課	1 医療関係者の動員に関すること 2 保健医療班の編成、派遣に関すること 3 医師会、医療機関との連絡調整に関すること 4 救急医薬品等の確保、供給に関すること 5 救護所の設置に関すること 6 被災者の医療及び助産救護に関すること 7 被災者の衛生状況調査に関すること 8 避難者及び被災者の保健指導に関すること 9 防疫、感染症予防、保健衛生に関すること 10 死体の収容処理及び埋・火葬に関すること 11 感染症患者の隔離、消毒に関すること		
食糧班 班長 市民生活課長	市民生活課	1 被災者、国民保護対策業務従事者の応急給食に関すること 2 応急主要食糧の保管配給に関すること 3 応急給食用食糧品の調達に関すること 4 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること		
輸送班 班長 税務課長	税務課 収納課	1 運送事業者との連絡調整に関すること 2 車両以外の交通手段の確保に関すること 3 物資の輸送に関すること 4 避難者及び被災者の輸送に関すること 5 人的及び家屋被害の調査に関すること 6 罹災証明に関すること		

土木部 部長 環境建設部長 副部長 防災・災害事業監		
建設班 班長 建設課長	建設課 地籍用地課 災害復旧課	1 土木部関係被害の情報収集及び被災調査に関すること 2 道路、橋梁、河川等公共土木施設及び農林業施設の被災状況調査及び応急対策、復旧に関すること 3 土木関係業者に対する協力要請及び連絡調整に関すること 4 土木、建築用資材及び機械の調達に関すること 5 緊急物資運送路及び避難路の状況確認、確保、情報提供に関すること 6 交通規制に関すること 7 道路障害物等の除去に関すること 8 特殊車両の通行許可に関すること 9 部内の庶務一般及び連絡調整に関すること
環境政策班 班長 環境政策課長	環境政策課	1 武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 2 汚物及びし尿処理に関すること 3 衛生施設の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 4 被災地域の清掃衛生一般に関すること 5 被災地域の防疫及び衛生に関すること 6 被災車両の撤去等に関すること
都市整備班 班長 都市整備課長	都市整備課	1 避難所、救護所、応急仮設住宅等の確保・設営、維持管理に関すること 2 市営住宅の被災調査及び復旧に関すること 3 被災建築物の危険性の情報提供に関すること 4 都市計画街路、公園緑地の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 5 建築関係業者に対する協力要請及び連絡調整に関すること
下水道班 班長 下水道課長	下水道課	1 下水道施設の被災調査に関すること 2 下水道施設の危険予防、応急復旧及び清掃に関すること

教 育 部 部長 教育部長 副部長 教育総務課長		
教育総務班 班長 教育総務係長	教育総務課 教育指導課	1 教育関係施設の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 2 応急教育に関すること 3 教科書、教材等の確保及び配分に関すること 4 教育関係義援金品の受付、配布に関すること 5 児童、生徒の避難及び安全確保に関すること 6 教職員の動員に関すること 7 学校給食指導に関すること 8 児童、生徒の応急救護及び保健衛生対策に関すること 9 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること
教育民生班 班長 生涯学習課長	生涯学習課	1 社会教育施設の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 2 文化財の保護に関すること 3 社会教育団体との連絡調整に関すること 4 市及び県ボランティアセンターとの調整に関すること 5 ボランティアの受入に関すること

水 道 部 部長 水道局長 副部長 水道課長		
水道班 班長 水道課管理係長	水道課	1 水道施設の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 2 応急給水に関すること 3 給水、断水についての広報に関すること 4 水道施設の被災調査に関すること 5 水質検査に関すること 6 取水、浄水、送水施設の保安対策に関すること 7 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること

消 防 部		常備部部長	消防署長	非常備部部長	消防団長
消防本部班 班長 副団長	消防団本部員			1 被災情報の収集及び把握に関すること 2 団員の非常招集、動員命令に関すること 3 消防関係機関との連絡調整に関すること	
消防班 班長 庄原方面隊長	庄原方面隊団員			1 支所部消防班が管轄する区域を除く庄原市区域の一線活動に関すること ※一線活動：避難住民の誘導、消火活動及び救助・救援活動、不在者等の確認、交通規制と整理誘導、被災者の捜索・救出	

西城支所部			
部長 西城支所長		副部長 地域振興室長	
各班共通事項		1 西城地域内の国民保護措置に関する事	
総務班 班長 総務係長	総務室 西城教室	1 市対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2 被災情報の収集、被災状況の取りまとめ及び伝達に関する事 3 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報等に関する事 4 各班との調整及び指示に関する事 5 本庁との連絡に関する事 6 消防部西城消防班との連絡調整に関する事 7 国民保護に関する広報及び広聴に関する事 8 自治振興区、自主防災組織との連絡調整に関する事 9 教育関係施設の被災調査及び応急対策、復旧に関する事 10 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 11 文化財の保護に関する事 12 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事	
民生班 班長 市民生活係長	市民生活係 保健福祉係	1 避難誘導に関する事 2 各種福祉施設の被災の調査及び応急対策に関する事 3 要配慮者（避難行動要支援者）に関する事 4 保育児童の避難等に関する事 5 避難所班の支援に関する事 6 安否情報の収集、提供に関する事 7 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関する事 8 被災者、国民保護対策業務従事者の応急給食に関する事 9 応急主要食糧の保管配給に関する事 10 応急給食用食糧品の調達に関する事 11 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 12 人的及び家屋被害の調査に関する事 13 罹災証明に関する事	
避難所班 (西城地域)		1 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2 避難所の感染症対策に関する事	
土木班 班長 産業建設係長	産業建設係	1 道路、橋梁、河川等公共土木施設及び農林業施設の被災状況調査及び応急対策、復旧に関する事 2 緊急物資運送路及び避難路の状況確認、確保、情報提供に関する事 3 交通規制に関する事 4 道路障害物等の除去に関する事 5 武力攻撃災害による廃棄物の処理に関する事 6 汚物及びし尿処理に関する事 7 衛生施設の被災調査及び応急対策、復旧に関する事 8 市営住宅の災害対策及び被災調査に関する事 9 応急給水に関する事 10 給水、断水の広報に関する事 11 水道施設の被災調査に関する事 12 農林畜水産業関係の被災調査及び対策に関する事 13 観光施設等、商工鉱業関係の被災調査及び対策に関する事	
消防班 班長 西城方面隊長	西城方面隊団員	1 庄原市西城町区域の一線活動に関する事 ※一線活動：避難住民の誘導、消火活動及び救助・救援活動、不在者等の確認、交通規制と整理誘導、被災者の捜索・救出	

病 院 部			
部長 病院長		副部長 事務長	
病院班 班長 医療総務係長	西城市民病院	1 傷病者の医療等に関する事	

東城支所部		
	部長 東城支所長	副部長 産業建設室長
各班共通事項		1 東城地域内の国民保護措置に関する事
総務班 班長 総務係長	総務室 東城教育室	1 市対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2 被災情報の収集、被災状況の取りまとめ及び伝達に関する事 3 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報等に関する事 4 各班との調整及び指示に関する事 5 本庁との連絡に関する事 6 消防部東城消防班との連絡調整に関する事 7 国民保護に関する広報及び広聴に関する事 8 自治振興区、自主防災組織との連絡調整に関する事 9 教育関係施設の被災調査及び応急対策、復旧に関する事 10 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 11 文化財の保護に関する事 12 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事
民生班 班長 市民生活室長	市民生活室	1 避難誘導に関する事 2 各種福祉施設の被災の調査及び応急対策に関する事 3 要配慮者（避難行動要支援者）に関する事 4 保育児童の避難等に関する事 5 避難所班の支援に関する事 6 安否情報の収集、提供に関する事 7 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関する事 8 被災者、国民保護対策業務従事者の応急給食に関する事 9 応急主要食糧の保管配給に関する事 10 応急給食用食糧品の調達に関する事 11 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 12 人的及び家屋被害の調査に関する事 13 罹災証明に関する事
避難所班 (東城地域)		1 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2 避難所の感染症対策に関する事
土木班 班長 管理係長	産業建設室	1 道路、橋梁、河川等公共土木施設及び農林業施設の被災状況調査及び応急対策、復旧に関する事 2 緊急物資運送路及び避難路の状況確認、確保、情報提供に関する事 3 交通規制に関する事 4 道路障害物等の除去に関する事 5 武力攻撃災害による廃棄物の処理に関する事 6 汚物及びし尿処理に関する事 7 衛生施設の被災調査及び応急対策、復旧に関する事 8 市営住宅の災害対策及び被災調査に関する事 9 応急給水に関する事 10 給水、断水の広報に関する事 11 水道施設の被災調査に関する事 12 農林畜水産業関係の被災調査及び対策に関する事 13 観光施設等、商工鉱業関係の被災調査及び対策に関する事
消防班 班長 東城方面隊長	東城方面隊団員	1 庄原市東城町区域の一線活動に関する事 ※一線活動：避難住民の誘導、消火活動及び救助・救援活動、不在者等の確認、交通規制と整理誘導、被災者の捜索・救出

口和支所部			部長	口和支所長	副部長	地域振興室長
各班共通事項		1 口和地域内の国民保護措置に関する事				
総務班 班長 総務係長	総務室 口和教育室	1 市対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2 被災情報の収集、被災状況の取りまとめ及び伝達に関する事 3 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報等に関する事 4 各班との調整及び指示に関する事 5 本庁との連絡に関する事 6 消防部口和消防班との連絡調整に関する事 7 国民保護に関する広報及び広聴に関する事 8 自治振興区、自主防災組織との連絡調整に関する事 9 教育関係施設の被災調査及び応急対策、復旧に関する事 10 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 11 文化財の保護に関する事 12 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事				
民生班 班長 市民生活係長	市民生活係 みどり園保育所	1 避難誘導に関する事 2 各種福祉施設の被災の調査及び応急対策に関する事 3 要配慮者（避難行動要支援者）に関する事 4 保育児童の避難等に関する事 5 避難所班の支援に関する事 6 安否情報の収集、提供に関する事 7 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関する事 8 被災者、国民保護対策業務従事者の応急給食に関する事 9 応急主要食糧の保管配給に関する事 10 応急給食用食糧品の調達に関する事 11 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 12 人的及び家屋被害の調査に関する事 13 罹災証明に関する事				
避難所 (口和地域)		1 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2 避難所の感染症対策に関する事				
土木班 班長 産業建設係長	産業建設係	1 道路、橋梁、河川等公共土木施設及び農林業施設の被災状況調査及び応急対策、復旧に関する事 2 緊急物資運送路及び避難路の状況確認、確保、情報提供に関する事 3 交通規制に関する事 4 道路障害物等の除去に関する事 5 武力攻撃災害による廃棄物の処理に関する事 6 汚物及びし尿処理に関する事 7 衛生施設の被災調査及び応急対策、復旧に関する事 8 市営住宅の災害対策及び被災調査に関する事 9 応急給水に関する事 10 給水、断水の広報に関する事 11 水道施設の被災調査に関する事 12 農林畜水産業関係の被災調査及び対策に関する事 13 観光施設等、商工鉱業関係の被災調査及び対策に関する事				
消防班 班長 口和方面隊長	口和方面隊団員	1 庄原市口和町区域の一線活動に関する事 ※一線活動：避難住民の誘導、消火活動及び救助・救援活動、不在者等の確認、交通規制と整理誘導、被災者の捜索・救出				

高野支所部		
部長 高野支所長 副部長 地域振興室長		
各班共通事項		1 高野地域内の国民保護措置に関すること
総務班 班長 総務係長	総務室 高野教育室	1 市対策本部に対する報告及び連絡に関すること 2 被災情報の収集、被災状況の取りまとめ及び伝達に関すること 3 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報等に関すること 4 各班との調整及び指示に関すること 5 本庁との連絡に関すること 6 消防部高野消防班との連絡調整に関すること 7 国民保護に関する広報及び広聴に関すること 8 自治振興区、自主防災組織との連絡調整に関すること 9 教育関係施設の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 10 児童、生徒の避難及び安全確保に関すること 11 文化財の保護に関すること 12 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること
民生班 班長 市民生活係長	市民生活係	1 避難誘導に関すること 2 各種福祉施設の被災の調査及び応急対策に関すること 3 要配慮者（避難行動要支援者）に関すること 4 保育児童の避難等に関すること 5 避難所班の支援に関すること 6 安否情報の収集、提供に関すること 7 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関すること 8 被災者、国民保護対策業務従事者の応急給食に関すること 9 応急主要食糧の保管配給に関すること 10 応急給食用食糧品の調達に関すること 11 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること 12 人的及び家屋被害の調査に関すること 13 罹災証明に関すること
避難所班 (高野地域)		1 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2 避難所の感染症対策に関すること
土木班 班長 産業建設係長	産業建設係	1 道路、橋梁、河川等公共土木施設及び農林業施設の被災状況調査及び応急対策、復旧に関すること 2 緊急物資運送路及び避難路の状況確認、確保、情報提供に関すること 3 交通規制に関すること 4 道路障害物等の除去に関すること 5 武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 6 汚物及びし尿処理に関すること 7 衛生施設の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 8 市営住宅の災害対策及び被災調査に関すること 9 応急給水に関すること 10 給水、断水の広報に関すること 11 水道施設の被災調査に関すること 12 農林畜水産業関係の被災調査及び対策に関すること 13 観光施設等、商工鉱業関係の被災調査及び対策に関すること
消防班 班長 高野方面隊長	高野方面隊団員	1 庄原市高野町区域の一線活動に関すること ※一線活動：避難住民の誘導、消火活動及び救助・救援活動、不在者等の確認、交通規制と整理誘導、被災者の捜索・救出

比和支所部		
部長 比和支所長 副部長 地域振興室長		
各班共通事項		1 比和地域内の国民保護措置に関すること
総務班 班長 総務係長	総務室 比和教育室	1 市対策本部に対する報告及び連絡に関すること 2 被災情報の収集、被災状況の取りまとめ及び伝達に関すること 3 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報等に関すること 4 各班との調整及び指示に関すること 5 本庁との連絡に関すること 6 消防部比和消防班との連絡調整に関すること 7 国民保護に関する広報及び広聴に関すること 8 自治振興区、自主防災組織との連絡調整に関すること 9 教育関係施設の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 10 児童、生徒の避難及び安全確保に関すること 11 文化財の保護に関すること 12 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関すること
民生班 班長 市民生活係長	市民生活係 比和保育所	1 避難誘導に関すること 2 各種福祉施設の被災の調査及び応急対策に関すること 3 要配慮者（避難行動要支援者）に関すること 4 保育児童の避難等に関すること 5 避難所班の支援に関すること 6 安否情報の収集、提供に関すること 7 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関すること 8 被災者、国民保護対策業務従事者の応急給食に関すること 9 応急主要食糧の保管配給に関すること 10 応急給食用食糧品の調達に関すること 11 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関すること 12 人的及び家屋被害の調査に関すること 13 罹災証明に関すること
避難所班 (比和地域)		1 避難所の開設、管理及び閉鎖に関すること 2 避難所の感染症対策に関すること
土木班 班長 産業建設係長	産業建設係	1 道路、橋梁、河川等公共土木施設及び農林業施設の被災状況調査及び応急対策、復旧に関すること 2 緊急物資運送路及び避難路の状況確認、確保、情報提供に関すること 3 交通規制に関すること 4 道路障害物等の除去に関すること 5 武力攻撃災害による廃棄物の処理に関すること 6 汚物及びし尿処理に関すること 7 衛生施設の被災調査及び応急対策、復旧に関すること 8 市営住宅の災害対策及び被災調査に関すること 9 応急給水に関すること 10 給水、断水の広報に関すること 11 水道施設の被災調査に関すること 12 農林畜水産業関係の被災調査及び対策に関すること 13 観光施設等、商工鉱業関係の被災調査及び対策に関すること
消防班 班長 比和方面隊長	比和方面隊団員	1 庄原市比和町区域の一線活動に関すること ※一線活動：避難住民の誘導、消火活動及び救助・救援活動、不在者等の確認、交通規制と整理誘導、被災者の捜索・救出

総領支所部			部長	総領支所長	副部長	地域振興室長
各班共通事項		1 総領地域内の国民保護措置に関する事				
総務班 班長 総務係長	総務室 総領教育室	1 市対策本部に対する報告及び連絡に関する事 2 被災情報の収集、被災状況の取りまとめ及び伝達に関する事 3 警報の伝達、避難の指示の伝達、緊急通報等に関する事 4 各班との調整及び指示に関する事 5 本庁との連絡に関する事 6 消防部総領消防班との連絡調整に関する事 7 国民保護に関する広報及び広聴に関する事 8 自治振興区、自主防災組織との連絡調整に関する事 9 教育関係施設の被災調査及び応急対策、復旧に関する事 10 児童、生徒の避難及び安全確保に関する事 11 文化財の保護に関する事 12 部内の庶務一般及び各班の連絡調整に関する事				
民生班 班長 市民生活係長	市民生活係 総領診療所	1 避難誘導に関する事 2 各種福祉施設の被災の調査及び応急対策に関する事 3 要配慮者（避難行動要支援者）に関する事 4 保育児童の避難等に関する事 5 避難所班の支援に関する事 6 安否情報の収集、提供に関する事 7 避難所における相談支援被災者の厚生一般に関する事 8 被災者、国民保護対策業務従事者の応急給食に関する事 9 応急主要食糧の保管配給に関する事 10 応急給食用食糧品の調達に関する事 11 応急給食用燃料及び器具等の調達整備に関する事 12 人的及び家屋被害の調査に関する事 13 罹災証明に関する事				
避難所班 (総領地域)		1 避難所の開設、管理及び閉鎖に関する事 2 避難所の感染症対策に関する事				
土木班 班長 産業建設係長	産業建設係	1 道路、橋梁、河川等公共土木施設及び農林業施設の被災状況調査及び応急対策、復旧に関する事 2 緊急物資運送路及び避難路の状況確認、確保、情報提供に関する事 3 交通規制に関する事 4 道路障害物等の除去に関する事 5 武力攻撃災害による廃棄物の処理に関する事 6 汚物及びし尿処理に関する事 7 衛生施設の被災調査及び応急対策、復旧に関する事 8 市営住宅の災害対策及び被災調査に関する事 9 応急給水に関する事 10 給水、断水の広報に関する事 11 水道施設の被災調査に関する事 12 農林畜水産業関係の被災調査及び対策に関する事 13 観光施設等、商工鉱業関係の被災調査及び対策に関する事				
消防班 班長 総領方面隊長	総領方面隊団員	1 庄原市総領町区域の一線活動に関する事 ※一線活動：避難住民の誘導、消火活動及び救助・救援活動、不在者等の確認、交通規制と整理誘導、被災者の捜索・救出				

(4) 市対策本部における広報等

武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、住民に対して、適時適切な情報提供に努めるとともに、相談窓口を設置するなど、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

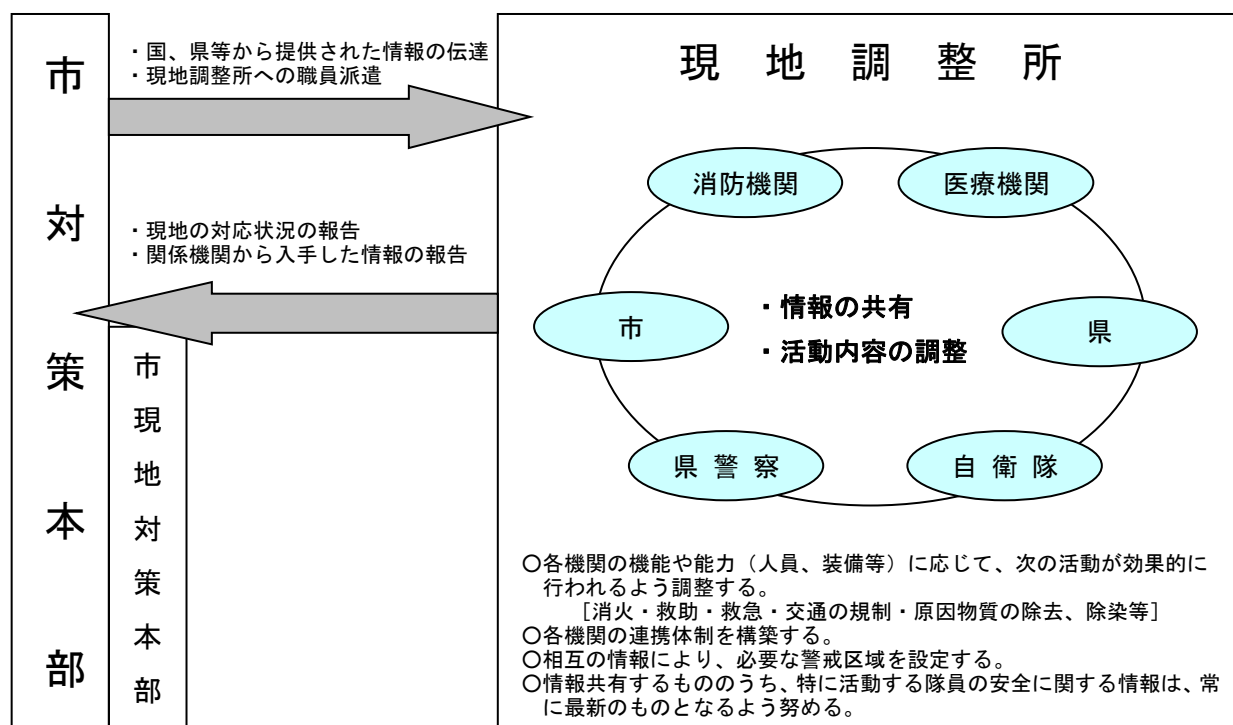
市長は、避難住民の数が特に多い地域等においては、現地での応急対策の必要があるため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから、市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し又は関係機関により、現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

※【現地調整所の組織編制例】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として、各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように、現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
- ② 現地調整所は、事態発生現場において、現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、予め決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が、積極的に設置することが必要であるが、他の対処にあたる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整にあたる必要がある。）

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーを予め定めることは困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

①市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

②県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し、総合調整を行うため、必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について、報告又は資料の提出を求める。

⑤市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

携帯電話等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、地域イントラネット等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

必要に応じて情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県に、その状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じて通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と、相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 県知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 県知事等への措置要請

市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、県知事、その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し、必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により、県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて、当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては、当該区域を担当区域とする方面総監、航空自衛隊にあっては、当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

※想定される自衛隊の国民保護措置の内容

- ①避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ②避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の搜索及び救出等）
- ③武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC 攻撃による汚染への対処等）
- ④武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び県知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において、緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町との間で、予め相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、県知事等に対し、応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 国民保護措置の実施のため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) (1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても、必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため、必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

- ① 他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

自主防災組織等による警報の伝達、自主防災組織や自治振興区長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保するとともに、市地域防災計画の「ボランティアの受入れ等に関する計画」に準じて、市外からのボランティアの受入れ体制を確保し、効果的にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努める。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

県や関係機関等と連携し、住民、企業等からの救援物資について、市地域防災計画の「救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画」の規定に準じて、受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。

8 住民への協力要請

国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の伝達

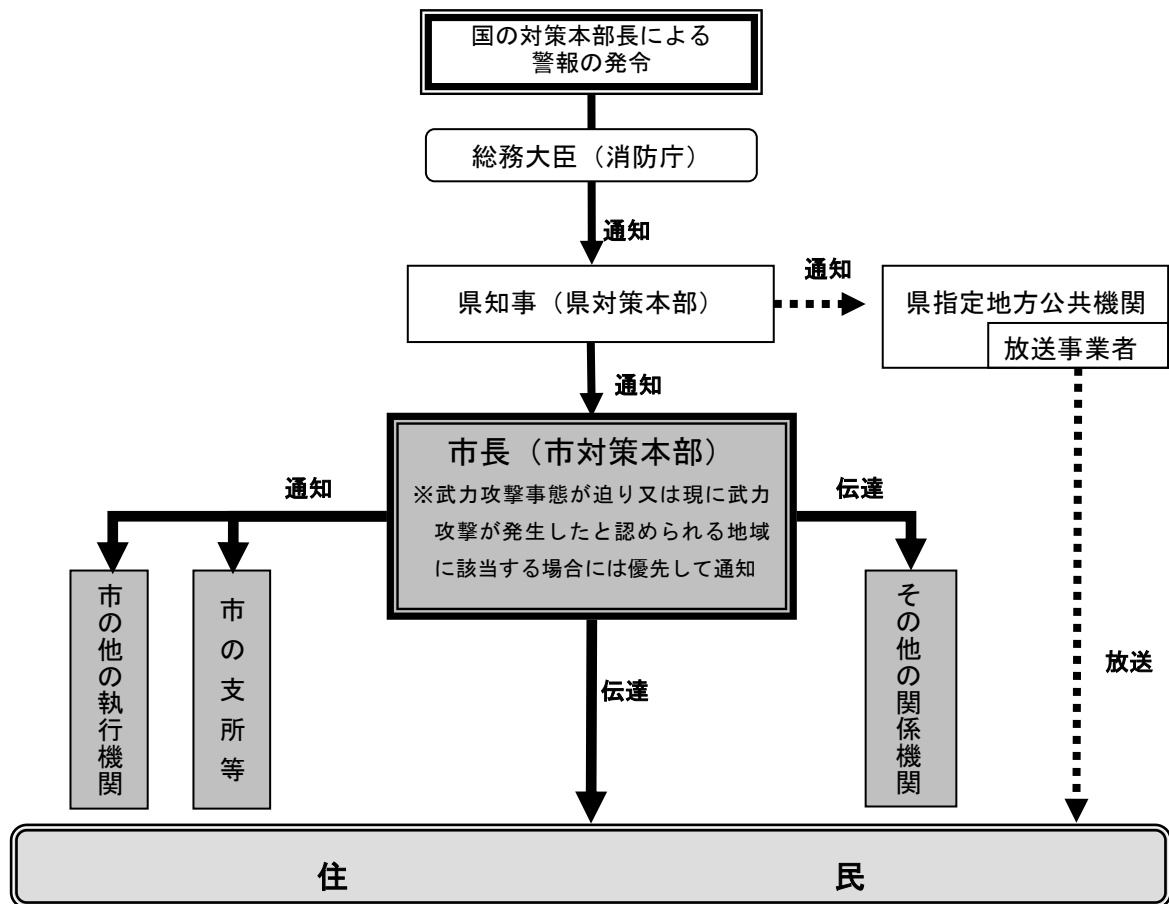
- ① 県から警報の通知を受けた場合には、予め定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治振興区、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に、警報の発令を伝達する。

(2) 警報の通知

- ① 市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育所など）に対し、警報の発令を通知する。
- ② 警報が発令された旨の報道発表については、速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.shobara.hiroshima.jp>）に警報の内容を掲載する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、次のとおり

市長から関係機関・住民への警報の通知・伝達



※市は、ホームページ（<https://www.city.shobara.hiroshima.jp>）に警報の内容を掲載する。
 ※警報の伝達にあたっては、住民告知放送のほか、拡声器を活用することなどにより行う。

2 警報の伝達方法

(1) 警報は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

①「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、住民告知放送で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において、警報が発令された事実等を周知する。

②「武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、住民告知放送やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治振興区等への協力依頼など、住民告知放送による伝達以外の方法も活用する。

(2) 市長は、市職員及び消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の発令を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や自治振興区、避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携のもとで避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の通知

緊急通報の住民や関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。また、警報における通知先に関係指定公共機関を加えて通知する。

【緊急通報の内容の一例】

【庄原市〇〇付近において、不審車両が乗り捨てられていた。武装した不審な２～３人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、××－〇〇〇〇まで電話すること。

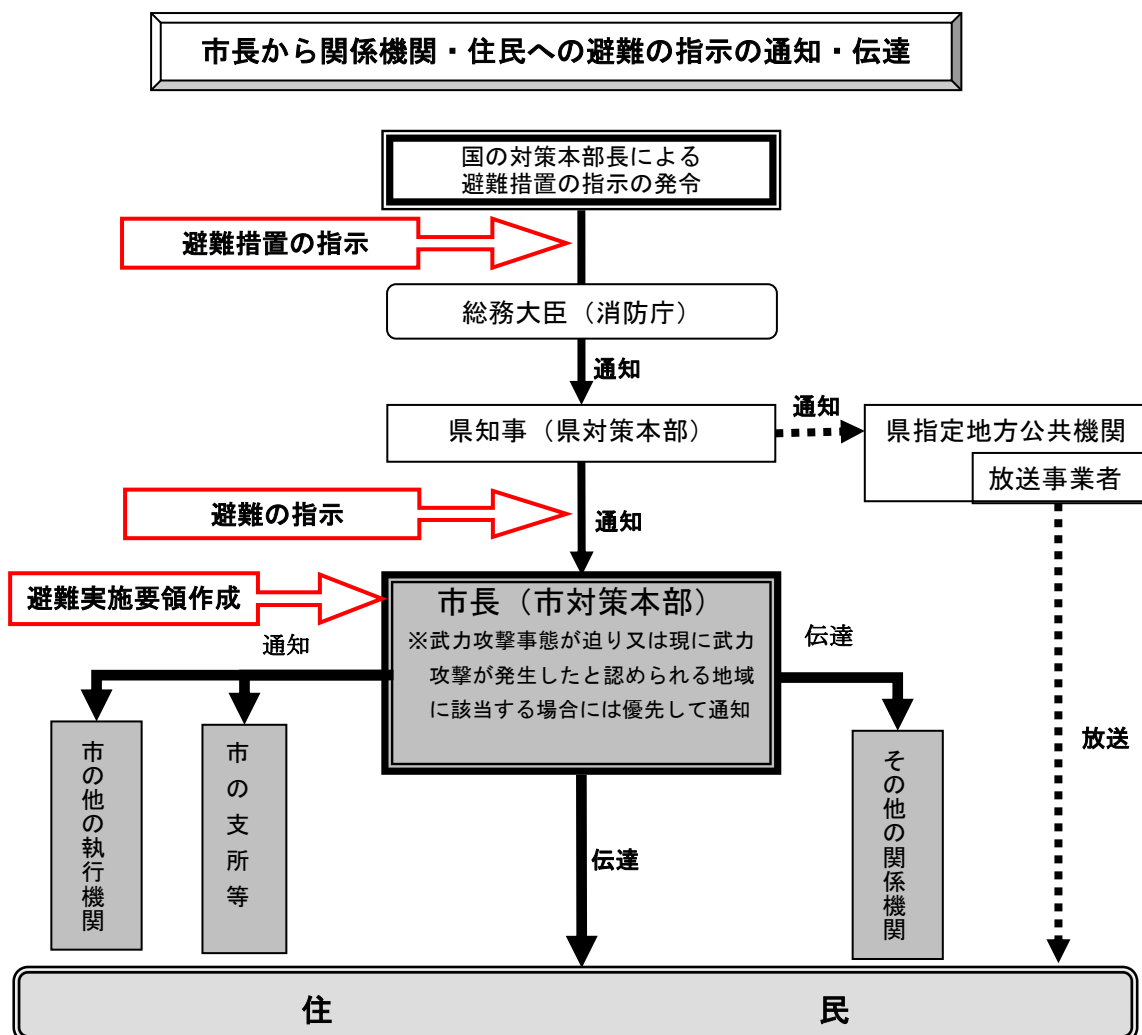
第2 避難の指示等

県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。
避難の指示を解除したときは、避難の指示に準じて通知等を行う。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては、次のとおり



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について、次のとおり、基準を定める。

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、消防庁が作成するマニュアルを参考にして、県、消防機関、県警察等の関係機関における意見を聴いた上で、予め作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治振興区、自治会、学校、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

(例：庄原市A1地区1－2、1－3の住民は「A1自治会」、庄原市A2地区1－1の住民は各ビル事業所及び「A2自治会」を避難の単位とする。)

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

(例：【避難先】庄原市西本町四丁目3番2号にある庄原市総合体育館)

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り、具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

(例：【集合場所】庄原市西本町二丁目13番1号の庄原市立庄原小学校グラウンド。

集合は、原則、徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については、自動車等の使用を可とする。)

④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り、具体的に記載する。

(例：【バスの発車時刻】○月○日 15:20、15:40、16:00)

⑤ 集合の際の留意事項

集合後の自治振興区内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

(例：集合にあたっては、避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り、具体的に記載する。

(例：集合後は、ＪＲ芸備線備後庄原駅前より、○月○日の 15:30 より 20 分間隔で運行する三次バスセンター行きのバスで避難を行う。三次バスセンター到着後は、三次市及び庄原市職員の誘導に従って、徒歩で〇〇体育館に避難する。)

⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 避難行動要支援者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難なものの避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治振興区等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載する。

(例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。)

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、○月○日 18:00 に避難住民に対して、食料・飲料水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるよう、必要最低限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、ＮＢＣ災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：【緊急連絡先】庄原市対策本部 TEL:0824-73-1111 担当 ○○○○)

【避難実施要領のイメージ】

避難実施要領（案）

広島県庄原市長
○月○日○時現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

庄原市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- （１）庄原市のＡ１地区の住民は、Ｂ市のＢ１地区にあるＢ市立Ｂ１高校体育館を避難先として、○日○時を目的に、住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

○避難の手段（バス・鉄道・その他）

バスの場合： 庄原市Ａ１地区の住民は、庄原市立Ａ１小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目的に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号線を利用して、Ｂ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

鉄道の場合： 庄原市Ａ１地区の住民は、ＪＲ芸備線ＡＡ駅前広場に集合する。その際、○日○時○分を目的に、できるだけ自治会、町内会、事業所等の単位で行動し、ＡＡ駅までの経路としては、できるだけ国道○○号線又はＡＡどおりを使用すること。集合後は、○日○時○分発Ｂ市Ｂ１駅行きの汽車で避難する。Ｂ市Ｂ１駅到着後は、Ｂ市職員及び庄原市職員の誘導に従って、主に徒歩で、Ｂ市立Ｂ１高校体育館に避難する。

・・・以下略・・・

- （２）庄原市のＡ２地区の住民は、Ｂ市のＢ２地区にあるＢ市立Ｂ２中学校を避難先として、○日○時○分を目的に、住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

（１）職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の割り振りを行う。

- | | |
|-----------|----------------|
| ・住民への周知要員 | ・市対策本部要員 |
| ・現地連絡要員 | ・避難所運営要員 |
| ・避難誘導要員 | ・飲料水、食料等支援要員 等 |

（２）残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）

（３）高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導にあたっては、障害者、高齢者、乳幼児等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治振興区など、地域住民にも、福祉関係者との連携のもと、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関して必要な事項

- （１）携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医療品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽で動けるようにする。
- （２）服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は、底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- （３）避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は、以下のとおりとする。

庄原市対策本部 担当 ○○○○

TEL ０８２４－７３－１１１１

FAX ０８２４－７２－３３２２

・・・以下略・・・

(3) 国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるよう、県を通じて国の対策本部に、早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治振興区、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により、人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等、効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。この場合、市長は、当該消防組合の消防長に対して、必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど、必要な連携を図る。このため、平素から、市の国民保護計画や避難実施要領のパターンの作成等にあたっては、消防機関やその管理者等と十分な調整を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部及び消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治振興区等の協力を得て、避難住民の誘導にあたる。この場合においては、消防団は地域とのつながりを活かし、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等に配慮する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治振興区長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

また、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難が円滑に行われるよう社会福祉班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。）その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を十分検討した上で、避難行動要支援者名簿を事前に策定しておき、当該名簿を活用することにより、迅速かつ的確に対応を行う。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものに留まることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

市長は、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づいて丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 大規模集客施設等における避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して、食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る食料、飲料水、医療等の配分について、他の市町と競合するなど、広域的な調整が必要な場合は、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

県知事から避難住民の誘導に関して是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長にその旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(15) 地域特性等に応じた避難にあたっての留意事項

① N B C 攻撃の場合の住民の避難

県知事は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して、避難の指示を行うものとされている。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、県知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとされている。

このため、市は、これらを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

② 積雪が多い地域の住民の避難

積雪時における住民の避難については、次の事項について、十分に配慮するものとする。

- ・避難の経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要すること
- ・避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いこと

③ 中山間地域などにおける住民の避難

住民の避難にあたっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から、自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、中山間地域などにおける住民の避難については、県知事は、避難の指示を行うにあたり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、関係警察署の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとされている。

このため、市は、これを踏まえ必要な措置を講ずるものとする。

(16) 事態の類型に応じた避難にあたっての留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

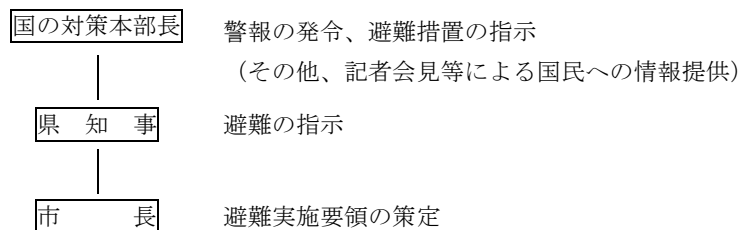
- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民は屋内に避難することが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。

- ② 避難実施要領の内容は、予め出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で、迅速に一人ひとりが対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で、攻撃目標を特定することは極めて困難であり、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により、攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努める。

- ③ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで、屋内から屋外に出ることは危険が伴うことから、屋内避難を継続させるとともに、被害内容が判明後、県からの避難措置の指示を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の内容に沿った避難の指示を行う。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻

撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上のことから、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、一人ひとりがその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて、問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治・経済の中枢、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う、わが国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが適当である。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づいて避難を行うことを基本として、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応について定めることはしない。

(17) 避難誘導を行う市職員による警告等の実施

市職員が避難住民を誘導する場合、警察官等が避難誘導する場合と同様に、避難に伴う混雑等において、危険な状態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

第5章 救援

市長は、避難先地域において、避難住民や武力攻撃災害による被災者（以下「避難住民等」という。）の生命・身体及び財産を保護するために、救援に関する措置及び内容等に関して、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の実施に係る調整

市長は、救援を迅速に行うため、県と予め調整した役割分担に沿って、緊密に連携して救援を実施する。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して、国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、緊急物資の運送を求める場合は、「避難住民の運送の求め等」に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対して、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の措置

市長は、次の措置ごとに掲げる事項に留意しながら、救援に関する措置を実施する。また、避難行動要支援者に対して、適切な救援が実施できるよう、十分配慮する。

① 避難所の開設

避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設し、適切な管理運営を行う。避難所における情報の伝達、食品・飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等及びその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体の長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等を設ける。

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な箇所を迅速に把握し、速やかに建設する。建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、県に資機材の調達について支援を求める。

その他、次の点に留意する。

・避難所の候補の把握

（住民を収容可能な学校、自治振興センター等の公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）

・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理

・避難所におけるプライバシーの確保への配慮

・高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与

・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与

・収容期間が長期にわたる場合の対応

（長期避難住宅等（賃貸住宅や宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）

・提供対象人数及び世帯数の把握

② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

・食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認

・物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請

・提供対象人数及び世帯数の把握

・引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

③ 医療の提供及び助産

大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避

難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じて、臨時の医療施設を開設するとともに、救護班（医師、看護師、助産師等で構成する救護班）を編成する。

市長は、避難住民等に対し、医療の提供を行うため必要があると認めるときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、広島県医師会等に救護活動を要請するとともに、関係機関と連絡調整を図る。

その他、次の点に留意する。

- ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- ・避難住民等の健康状態の把握
- ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保
- ・避難住民等のメンタルヘルス対策のための相談、支援体制の整備

④ 被災者の捜索及び救出

- ・被災者の捜索及び救出の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
- ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力

⑤ 埋葬及び火葬

- ・墓地、納骨堂及び火葬場の被災状況、墓地への埋葬、焼骨の埋蔵可能数、納骨堂の焼骨の収蔵可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制
- ・関係行政機関等との連携による、墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- ・予め策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応

（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）

- ・県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- ・国民保護法第122条及び同法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律における、埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応
（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

⑥ 電話その他の通信設備の提供

- ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
- ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
- ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
- ・聴覚障害者等への対応

⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ・住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）
- ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
- ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
- ・応急修理の相談窓口の設置

⑧ 学用品の給与

- ・児童生徒の被災状況の収集
- ・不足する学用品の把握

- ・学用品の給与体制の確保
- ⑨ 死体の捜索及び処理
 - ・死体の捜索及び処理の実施についての県警察、消防機関及び自衛隊等の関係機関との連携
 - ・被災情報、安否情報の確認
 - ・死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
 - ・死体の処理方法
 - （死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
 - ・死体の一時保管場所の確保
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - ・障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - ・障害物の除去の施工者との調整
 - ・障害物の除去の実施時期
 - ・障害物の除去に関する相談窓口の設置

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核兵器、生物兵器、化学兵器攻撃等の場合には、国、県と連携して、医療活動等を実施する。
また、迅速な患者の輸送等必要に応じ、関係機関に対して協力を要請する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、県知事から、同法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため、必要があると認めるときは、同法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等、公正かつ適切な手続のもとに行う。

- ・ 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請
- ・ 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が応じない場合の特定物資の収用
- ・ 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令
- ・ 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則、土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- ・ 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査
- ・ 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査
- ・ 医療の要請及び指示

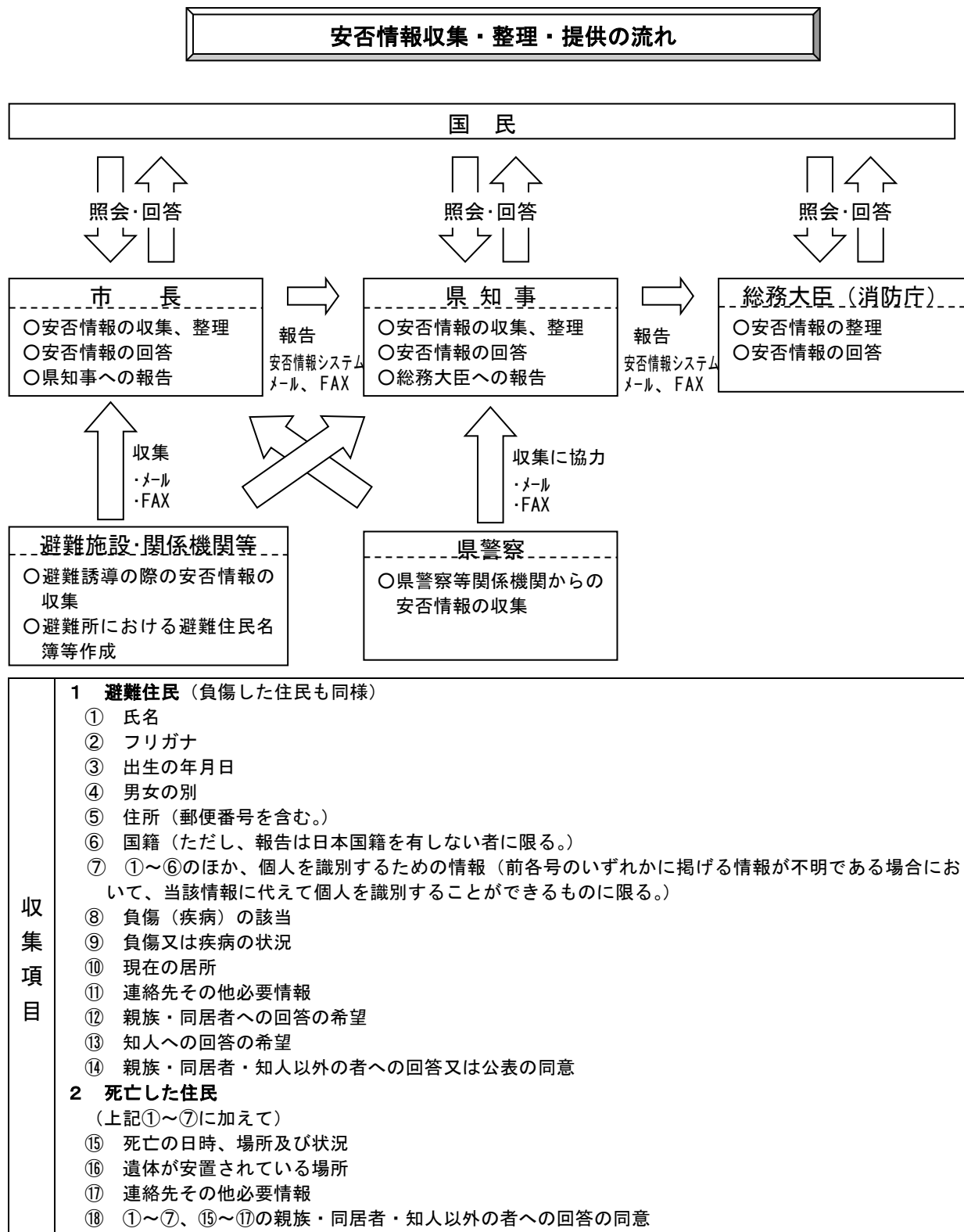
(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、次のとおり



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

避難所において、安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集にあたっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については、安否情報省令第1条に規定する「様式第1号」を、武力攻撃災害により死亡した住民については、同「様式第2号」を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

県への報告にあたっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する「様式第3号」に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

様式第 1 号（第 1 条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	
記入日時（ 年 月 日 時 分）	
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注 1）本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って、同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託する場合があります。

（注 2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注 3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注 4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報保護に十分留意しつつ、原則として、親族・同居人・知人からの照会であれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って、同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。

また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。

さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に、企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。

また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(2) 安否情報の回答

- ① 当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明によって本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する「様式第5号」により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 照会に係る者の同意があるとき又は公益上、特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を「様式第5号」により回答する。
- ③ 安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては、十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書		
殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市 町 長)
年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
負傷又は疾病の状況		
連絡先その他必要情報		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には、「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には、「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて、「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に、「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」欄に、記入すること。

4 日本赤十字社に対する協力

日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、市が保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっては、3 (2) (3) と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して、基本的な事項を以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため、高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対して必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処にあたる職員の安全の確保

武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 県知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を県知事に通知する。

第２ 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

１ 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、住民に対し、退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要に応じて現地調整所を設けて（又は関係機関によって設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示（一例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など、屋内に一時退避すること。

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が、独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案し、付近の住民に退避の指示をする。

※【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるとき
- ② ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

※【屋外退避の指示について】

市長は、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動したほうが、より危険が少ないと考えられるときは、「屋外への退避」を指示する。「屋外への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① 駅や大規模集客施設などの施設の中で、ＮＢＣ攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内において汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 退避の指示を行ったときは、住民告知放送及び広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対して、その内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、県知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も、同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、県知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について、情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように、国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び自衛隊等と、現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防団員が、退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて、県警察、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう、緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、武力攻撃事態等においては、退避の指示を行う市の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が、独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で、退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における、県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対して、その内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、

若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、県知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について、情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を行うことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう、必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し、武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとで、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし、緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の場合で、県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、市長は、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部及び消防署と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防団員・消防吏員に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集するとともに、施設の管理者との連絡体制を確保する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り、必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害への対処

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において、危険物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 市の区域に設置される消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所、取扱所若しくは移送取扱所において貯蔵し又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。）を、毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの
- ③ 火薬類取締法（昭和25年法律第149条）第2項第1条の火薬類（広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）第2条の表第9号(1)及び(7)に規定する許可に関わるものに限る。）

【措置】

- ① 危険物及び毒物劇物の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第 12 条の 3、毒物劇物については、国民保護法第 103 条第 3 項第 1 号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費（火薬類については、貯蔵及び消費）の一時禁止又は制限（危険物及び毒物劇物については、国民保護法第 103 条第 3 項第 2 項、火薬類については、火薬類取締法第 45 条第 2 号（製造業者及び販売者を除く。））
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（危険物及び毒物劇物については、国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号、火薬類については、火薬類取締法第 45 条第 3 号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から、危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４ 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

１ 武力攻撃原子力災害への対処

隣県の原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響に鑑み、次の場合、県では、関係機関に通知するとともに、関係機関と連携し、モニタリングの実施等、必要な措置を講ずることとされている。

このため、市は県から通知などがあった場合、必要な措置を講ずるものとする。

また、この場合において、当該措置を講ずる者の安全の確保に配慮する。

- ① 隣県における武力攻撃原子力災害の発生を覚知した場合
- ② 県内において、事業所外運搬に使用する容器からの放射性物質等の放出又は放出の恐れに関する原子力防災管理者からの通報又は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣もしくは県知事からの通知を受けたときは、区域を所轄する消防機関に連絡する。

また、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに県知事に通報する。

２ NBC攻撃による災害への対処

NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し又は警戒区域を設定する。

保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて、国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して、必要な資材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携のもと、それぞれ次の点に留意して、措置を講ずる。

また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国及び県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないことがないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に中止を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限措置を講ずるよう命ずる。

① 核攻撃等の場合

核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせる。

③ 化学剤による攻撃の場合

措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う、原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び消防組合の管理者の権限

市長又は消防組合の管理者は、県知事より、汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条に基づく措置】

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中の第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中の第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供することなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり、必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 被災情報の収集及び報告

- ① 電話その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- ② 被災情報の収集にあたっては、消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に、消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じて消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- ③ 被災情報の収集にあたっては、県及び消防庁に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により、直ちに被災情報の第一報を報告する。
- ④ 第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、次頁に定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対して報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
				年 月 日 時 分			
				庄 原 市			
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 庄原市△△町A丁目B番C号							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
町名等	人 的 被 害				住 家 被 害		その他
	死者 (人)	行方 不明者 (人)	負傷者		全壊 (棟)	半壊 (棟)	
			重傷 (人)	軽傷 (人)			
※可能な場合、死者について、死亡地の町名等、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。							
町名等	年月日	性別	年齢	概 況			

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

避難先地域において、県と連携し、医師・保健師等保健医療関係者からなる巡回保健班による健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等の窓口を設置する。

この場合において、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対する情報提供を実施する。

② 地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携して実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② ①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

- ① 市教育委員会は、市内にある重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を県教育委員会が告知する場合、これを所有者等に対し、速やかに伝達する。
- ② また、当該命令又は勧告に従って、必要な措置を講じようとする所有者等から文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかにその旨を県教育委員会に連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

市教育委員会は、文化庁長官及び文化庁長官から委託を受けた県教育委員会が行う国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行に協力する。

(3) 県重要文化財等に関する勧告の伝達

市教育委員会は、県の重要文化財等（県重要文化財・県重要有形民俗文化財・県史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、県教育委員会が武力攻撃災害による被害を防止するため、所有者等に対して必要な措置を勧告する場合には、速やかに当該勧告を伝達する。

(4) 市指定文化財等に関する勧告

市教育委員会は、市指定文化財等（市重要文化財・市重要有形民俗文化財・市史跡名勝天然記念物をいう。）が、武力攻撃災害により被害を受けるおそれがあるときは、所有者等に対し、所在場所の変更又は管理方法の改善その他管理に関して必要な措置を勧告する。

第 10 章 住民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活基盤を確保すること等が重要であることから、住民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じて、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路及び下水道等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する、赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※【赤十字標章等及び特殊標章等の意義】

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為及び国民保護措置を行う者及びその団体、その団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

① 赤十字標章等（法第157条）

ア 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書 I））第 8 条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も、1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。）



（赤十字）



（赤新月）



（赤のライオン及び太陽）

イ 信号

第一追加議定書第 8 条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」が示す様式は下記のとおり）

エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

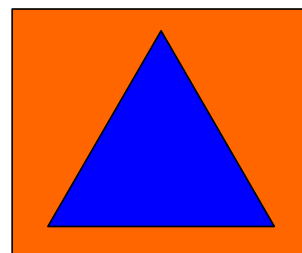
(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白) 身分証明書 IDENTITY CARD 常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日……………	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 80px; vertical-align: top; padding: 5px;">身長/Height</td> <td style="width: 33%; height: 80px; vertical-align: top; padding: 5px;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%; height: 80px; vertical-align: top; padding: 5px;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px; vertical-align: top; padding: 5px;"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 150px; vertical-align: middle; text-align: center; padding: 10px;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; height: 100px; vertical-align: middle; text-align: center; padding: 5px;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="width: 66%; height: 100px; vertical-align: middle; padding: 5px;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												

(日本工業規格 A 7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

② 特殊標章等 (法第158条)

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条 3 に規定される国際的な特殊標章



(オレンジ色地に青の正三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」が示す様式は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白） 身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name 生年月日/Date of birth この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as 交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority 有効期間の満了日……………	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">身長/Height</td> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">眼の色/Eyes</td> <td style="width: 33%; height: 60px; vertical-align: top;">頭髪の色/Hair</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 100px; vertical-align: top;"> その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 150px; vertical-align: middle; text-align: center;"> 所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER </td> </tr> <tr> <td style="height: 100px; vertical-align: bottom;">印章/Stamp</td> <td colspan="2" style="height: 100px; vertical-align: bottom;">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>	身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type			所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair											
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type													
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER													
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder												

（日本工業規格 A 7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（2）赤十字標章等の交付及び管理

① 市長は、予め作成した交付等に関する要項の規定に基づき、次の医療機関等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

ア 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

イ 避難住民等の救援に必要な援助について協力する医療機関又は医療関係者

（ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。）

(3) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(市長)

- ・市職員（消防長の所轄の消防吏員を除く。）で、国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく、武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するにあたっての濫用防止の規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など、応急の復旧のために必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、市が管理する施設及び設備の被害状況について、緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

武力攻撃災害の発生により、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに、総務省及び県にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

応急の復旧のための措置を講ずるにあたり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関して支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに、被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において、財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について、速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って、県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

武力攻撃災害により市が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として、国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として、国が負担することとされていることから、別途、国が定めるところにより、国に対して負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、同法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者が、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

県の対策本部長が総合調整を行い、その指示に基づく措置の実施にあたって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、緊急処理事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。